

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	三里川ポンプ場ゲート設備整備業務
発 注 課	建設局土木部道路設備課
選 定 事 業 者	(株) 前澤エンジニアリングサービス北海道営業所
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む)	
<p>本業務にて整備を行うゲート設備は、前澤工業(株)が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、耐久性や信頼性、強度を含めた性能保持の面で高度な技術力が必要であり、整備後の性能保証も要求される。 上記業者は、前澤工業(株)が100%出資している本設備の保守、修理、整備の専門業者であり、唯一の本業務に必要な製品独自の専門知識、技術を有しているものである。 このため、本業務を確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記業者を契約の相手方として特定する。</p>	
準拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決 定 日	令和 5 年 11 月 29 日
-------	------------------